

改正後	改正前
公安調査庁行政文書管理規則	公安調査庁行政文書管理規則
目次、第 1 章～第 9 章 （略）	目次、第 1 章～第 9 章 （略）
第 1 0 章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）	第 1 0 章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）
第 3 3 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公安調査庁特定秘密保護規程（平成 2 6 年公安調査庁訓第 1 1 号長官訓令）に基づき管理するものとする。	第 3 3 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公安調査庁特定秘密保護規程（平成 2 6 年公安調査庁訓第 1 1 号長官訓令）に基づき管理するものとする。
<u>2 重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公安調査庁重要経済安保情報保護規程（令和 7 年度公安調査庁訓第 3 号長官訓令）に基づき管理するものとする。</u>	（新設）
（特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）	（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）
第 3 4 条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次の各号に掲げる基準により区分し、指定するものとする。 （1）、（2） （略） 2 ～ 1 0 （略）	第 3 4 条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次の各号に掲げる基準により区分し、指定するものとする。 （1）、（2） （略） 2 ～ 1 0 （略）
第 1 1 章 （略）	第 1 1 章 （略）
別表第 1 行政文書の保存期間基準 （略）	別表第 1 行政文書の保存期間基準 （略）
別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準	別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準
1 基本的考え方 （略）	1 基本的考え方 （略）
2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の (1) ～ (6) に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するも	2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の (1) ～ (6) に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するも

のとする。 (1)～(3) (略) (4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第２に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成２６年政令第３３６号）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、別表第２に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第２７号）、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第２６号）及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和７年１月３１日閣議決定）を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)、(6) (略)	のとする。 (1)～(3) (略) (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第２に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成２６年政令第３３６号）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)、(6) (略)
---	--

附 則

この訓令は、令和７年５月１６日から施行する。